

改正

平成30年3月26日条例第16号

地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第11条第2項第6号及び同条第4項の規定に基づき、地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会（以下「委員会」という。）の権限に属せられた事項、組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第1条の2 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、市長の求めに応じ、次に掲げる事項について意見を述べることができる。

(1) 法第26条第1項に規定する中期計画の認可に関すること。

(2) 法第28条第1項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価（同項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を除く。）に関すること。

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、医療業務又は病院経営に関し優れた識見を有する者、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第3条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し識見を有する者のうちから、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初の委員の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、平成24年3月

31日までとする。

(招集の特例)

- 3 この条例の施行の日以後最初に開かれる委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成30年3月26日条例第16号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。